

公益財団法人いわて産業振興センター倫理規程

平成 25 年 6 月 10 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人いわて産業振興センター(以下「センター」という。)及び役職員が、厳正な倫理に則り、公正かつ適切な事業活動を行うために必要な事項を定める。

(公益)

第 2 条 センターは、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献することとし、特定の個人、企業又は団体の利益を図るものであってはならない。

(法令等の遵守)

第 3 条 センターは、法令及び定款、諸規程等を厳格に遵守し、適正に事業を遂行しなければならない。

(顧客満足の向上)

第 4 条 センターは、常に事業・サービス・顧客対応の質の向上に努め、利用者の満足度の向上を図らなければならない。

(情報開示)

第 5 条 センターは、その事業活動に関する透明性を図るため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、利用者をはじめとして社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第 6 条 センターは、業務上取得した個人情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(政治的中立)

第 7 条 センターは、政治的中立を遵守し、特定の政党又は政治家を支持してはならない。

(宗教的中立)

第 8 条 センターは、宗教的中立を遵守し、宗教的活動を一切行ってはならない。

(反社会勢力の排除)

第 9 条 センターは、反社会勢力に支配される企業へのサービスの提供は行わない。また、反社会勢力からのいかなる不当な要求にも応じてはならない。

(公務員への贈収賄・接待)

第 10 条 センターは、公務員への贈収賄はもとより、接待・贈答は一切行ってはならない。

(業務委託先の管理義務)

第 11 条 センターは、業務を委託するときは、委託先が法令及び委託契約を遵守し、不正が生じないように必要な措置をとらなくてはならない。

(私的利益の禁止)

第 12 条 センター役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位

を私的な利益の追求に利用することがあってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第 13 条 センター役職員は、その職務の執行に際し、センターとの利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実を開示しセンターが定める所定の手続に従わなければならない。

(利用者への対応)

第 14 条 センター役職員は、事業利用者と対等に接し、優越的な態度及び言葉使いは慎み、信頼関係の構築に努めなければならない。

(研鑽)

第 15 条 センター役職員は、公益事業活動の能力向上のため、絶えず自己研鑽に努めなければならない。

(公表)

第 16 条 この規程は、センターホームページにより公表する。

(改正)

第 17 条 この規程の改正は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成 25 年 6 月 10 日から施行する。